



# 江南小だより

八戸市立江南小学校 学校だより  
令和5年11月30日発行  
通算第552号

## 子どもの権利について

校長 笹川 カ

テレビをつけると「今シーズン1番の冷え込み」と話すアナウンサーの声が聞こえます。暦の上でも12月2日が大雪へと移り変わる小雪の末候。別名「橘始黄（たちばなはじめてきばむ）」。江南小の校名にゆかりの「たちばな」が、黄色く色づくときれる季節です。冬が深まり、寒さが厳しくなる中、スーパーで黄色い柑橘を見かけるとほんの少し明るい気持ちになりますね。



さて、今回は子どもの権利について書きたいと思います。「こども基本法」が2023年4月から施行されました。そのベースとなるのが1989年に国連総会で採択された「子どもの権利条約」です。「子どもの権利=わがまま」というイメージを持つ方も多いかと思いますが、むしろ逆です。権利を学ぶと他人を大切にできるようになると言われています。では、そもそも権利ってなんでしょう。京都大学の西岡教授は次のように定義しています。

- ・自分がやりたいことが「できること」
  - ・自分がやりたくないことは「やらなくてもいいこと」
  - ・他の人に「やってもらいたいと言えること」
- ⇒自分の権利も、誰かの権利も「お互いを大切にすること」



日本の学校教育は、義務は教えるけど権利は教えないと批判されてきました。しかし、子どもの権利をしっかりと子どもに教えることは、子どもたちが幸せに「生きる」ことを教えることになります。自分を大切に思い、他者を思いやることにつながります。今後、学校でも扱っていきたいと思っています。

ここで確認しなくてはならないのは「子どもには意見を言う権利はあるけど、大人はそれを全部聞き入れなければいけない」とは、子どもの権利条約のどこにも書いていないということです。権利条約には、「子どもは意見を言うことができ、大人はそれを年齢相応に十分に考慮しなくてはならない」と書いてあります。また、「子どもの養育はまず親の責任」とも書いてあります。つまり、子どもをひとつの人格として尊厳をもって扱うべきだというのが主張なのです。



最近、子どもの判断にゆだねる親が多くなってきているように感じます。もちろん、自主性・主体性を育てることは大切です。しかし、物事を判断するとき、らくな方、たのしい方に流されるのが子どもです。食べ物を任せると味のはっきりした好みに走るのが好例です。どうしても子どもには経験が足りません。やはり、親が長い目で見えて正しい方向へ導いてやるべきなのだと思います。

少しくらい口うるさくしても、子どもは親を嫌ったりしません。それ以上に「めんこい、めんこい」すればいいのです。身を削って子どもと向き合えるのは、親しかいません。親が自主性の名のもとに手抜きをするなら、子どもにとってそれほど不幸なことはないと思います。